

屋上等に設ける手すりの取扱い

手すりの目的と形状について

屋上等に設ける落下防止を目的とした必要最低限の手すりについて、各種制限に関する取扱いを以下の表に示す。

なお、手すりの形状は、100mm間隔程度の縦格子のパイプ手すりとし、日照・通風の確保ができるものに限る。

	屋上	バルコニー	屋外階段	屋外廊下
絶対高さ (法第 55 条)	建築物の高さに算入しない			
道路斜線 (法第 56 条第 1 項第一号)				
隣地斜線 (法第 56 条第 1 項第二号)				
北側斜線 (法第 56 条第 1 項第三号)				
天空率 (法第 56 条第 7 項)				
日影規制 (法第 56 条の 2)				
高度地区 (法第 58 条)				

関連条文 建築基準法第 55 条、第 56 条、第 56 条の 2、第 58 条、建築基準法施行令第 2 条

参 考 建築確認のための基準総則 集団規定の適用事例 2022年度版 p115、p266